

清末における中国漆の日本輸出について

馮 赫 陽

The Exportation of Chinese Varnish to Japan in the Late Qing Period

FENG Heyang

The damp and mild climate of East Asia provides the ideal environment for varnish trees, and it is no surprise that the art of lacquer originated in this region. Chinese and Japanese lacquer work represent the highest level of this art; however, when focusing on the interaction of lacquer technique between China and Japan, the role varnish played should not be ignored.

Japan is famous for its lacquer work. From the Edo period, the Japanese varnish merchants actively sought Chinese varnish from the Chinese merchants trading in Nagasaki. With the expansion of the Japanese lacquer industry during Meiji period, the demand for varnish became increasingly urgent, a result of which was the importance attached to the importation of Chinese varnish by the Japanese lacquer industry.

キーワード：中国漆、産地、輸出、日清貿易、日本漆器改良

はじめに

東アジアの湿潤で温かな気候は漆樹の生長に有利な環境である。それゆえ、華麗な漆文化が最初に東アジアにおいて開花した。東アジアの漆工芸は中国と日本と朝鮮、それにベトナムの人びとが長い歴史において相互に切磋琢磨した結果である¹⁾。このように、漆工芸は東アジアの共通する美しさの一つとされる。なかでも中国と日本の漆芸は目を奪う輝きを放っている。中国と日本の間で行なわれた漆芸の交流に注目した時、原料の生漆の役割は無視できない。

日本は漆器製造の大国であるが、生漆の産量は日本漆器の製造と貿易にかかわる大問題である。日本の気候は漆樹の栽培に適しているため、江戸時代に至るまで漆の産量は自給自足できた。しかし、いったん日本漆の供給のバランスが破れれば、中国産の生漆が求められたこともあった。殊に明治時代になると、漆器産業の拡張に伴い、生漆に対する需要が急増したが、この時期がちょうど日本漆の産量が減少した時期でもあった。そのため、明治20年（1887）以降に中国漆の輸入額が年ごとに増加した。特に

1) 王世襄『髹飾録解説——中国伝統漆工芸研究』、(文物出版社、1983年)、5頁。

明治25年（1892）以降は、日本漆の産額を超過した²⁾。大量の中国漆の輸入は日本漆器業の拡張によって引き起された生漆の需要を満たした。従来日本において中国漆に対して品質が悪いという評判があったが、明治30年（1897）以降、このようなマイナスイメージが拭い去られた。中国漆は日本漆器業を支える要素となった。

しかし、明治中後期における中国漆の輸入についての研究はこれまで注目されていない分野である。生漆または天然漆に関する研究は永瀬喜助氏の『漆の本——天然漆の魅力を探る』³⁾がある。永瀬氏は天然漆を中心として漆の文化史や漆という植物や天然漆の化学成分そしてその用途と将来性などを紹介した。また永瀬氏は明治時代における日本漆器製造業における中国漆の比重について言及したが、深く探究することはなかった。

そこで、本稿では、中国の地方志や海関資料それに日本領事報告を用いて、中国漆の産地と輸出額についての調査に基づき、さらに明治中後期における二回の中国漆の大調査を分析し、中国漆が日本漆器業の拡張においてどのような役割を演じていたかを明らかにしたい。

一、清末における中国漆の産地と輸出額について

1、中国漆の産地

中国では漆樹が広範囲に生育するため、従来漆の産地についての系統的な統計は行われていなかった。清末に出版された『清朝続文献通考』には、漆の産地について次のように述べられている。

由漆樹取得之液汁名為漆、為東亞原産。我国與日本培植最盛。漆之産量陝西、貴州、湖北最多、四川、湖南、福建、安徽、次之。餘省略有出産。舊時漆之輸出多取道寧波、故今有寧波漆之名。近年多時二萬餘擔、少時一萬七八千擔、約值海關銀一百萬兩以上。⁴⁾

（漆樹より取得された汁液は漆と呼ばれ、東アジアの原産物である。我国と日本において最も盛んに栽培される。漆の産量は陝西・貴州・湖北が最も多く、四川・湖南・福建・安徽がこれに次いでいる。他の省もわずかに産出する。昔漆の輸出は多く寧波を経由したため、「寧波漆」という名がつけられた。近年、多い時には一万七、八千担になり、およそ海関銀の百万両以上にのぼる。）

この記述から、中国漆の産地は陝西・貴州・湖北・四川・湖南・福建・安徽などの地区に集中していた。さらに、清朝期から中華民国期の地方志資料を整理すると、次の表1のように、中国漆産地の具体的な分布がうかがえる。

2) 吉田彦六郎「清国産漆液調査報告」、大阪商工会議所編『大阪商業史資料』第33巻、(大阪商工会議所、1965年1月)、172頁。

3) 永瀬喜助『漆の本——天然漆の魅力を探る』、(研成社、1986年9月)。

4) 劉錦藻編『清朝続文献通考』巻386、実業九、(商務印書館、1955年10月)、11339頁。

表1 中国地方志に見られる漆の産地

地名	物産	備考欄	出典
陝西省甘泉県	生漆	出西山、土人不知、取售于陝西。 (西山に産出し、土着の人は知らず、採取して陝西で販売する。)	嘉慶7年(1802)『延安府志』卷三十四、物産
陝西省宜川県	生漆		同上
陝西省商南県	漆樹	『授時通考』 ⁵⁾ ：樹高丈餘、身如柿、皮白、葉似椿、花似槐、子似牛木、子心黄、以刀斜劈其皮、以蚌殼承之、滴汁為漆。 (樹の高さは一丈余り、身は柿の如き、皮は白く、葉はチャンチンに似ており、花はエンジュに似ており、実は牛木に似ており、実の中心部は黄色である。刃物を以てその皮を斜めにたたき切って、貝殻を以て割れ目を支えて、滴り落ちてきた汁が漆である。)	民国8年(1919)『商南県志』卷六、物産
陝西省宝雞県	生漆	詩秦風：阪有漆、今邑南山産漆。 (『詩経・秦風』には、阪に漆有りとする。今、県の南山は漆を産出する。)	民国11年(1919)『宝雞県志』卷十二、風俗
陝西省興文県	漆樹	『授時通考』：樹高兩三丈、身如柿、皮白、葉似椿、花如槐、六七月刻取滋汁。以竹削尖、筒釘木中、或以斧逆斫其皮、以竹筒承之、滴汁成漆。	光緒13年(1887)『興文県志』卷一、物産
陝西省渭南県	漆樹		光緒18年(1891)『新續渭南県志』卷二、物産
陝西省鳳県	漆樹	歳割粗皮寸許、以器横盛其汁、用以髹物、甚光潔。 (毎年皮を一寸ほど割り、容器を以て横で其の汁を盛る。漆を以て器物を塗ると、器物は甚だ光沢がありきれいだである。)	光緒18年(1891)『鳳県志』卷八、物産
四川省汶川県	生漆	産大山者多而質未純、半山者較佳、用以塗飾器物。 (大山に産出するものは量が多いものの、質が不純である。山腹に産出するものは品質はすこし良い。これは器物を塗り飾るのに用いることができる。)	民国33年(1944)『汶川県志』
四川省万源県	漆樹	有兩種。小木漆樹(俗名貴州漆)、其種來自貴州、不結實、苗傍根生。移植三四年後即割漆、汁甚多、但取汁後樹即死。發生最速、其利不小。大木漆樹産高山、七年始能割皮取汁。(中略)漆汁清亮、性黒、髹器製棺均堅固耐久。 (漆は二種ある。小木漆樹は(俗に貴州漆という)その種が貴州からのものであり、実が結ばない。樹の傍に根をつける。移植後、三四年を経て漆を割ることができる。汁液が多いが、汁を取ると樹が死んでいく。生育が速いため、その利益も少なくない。大木漆樹が高山に産出され、七年を経て皮を割り汁を取ることができる。(中略)漆の汁液は澄みきって、性質が黒く、器物を塗り、棺を作るのに堅牢で耐久性がある。)	民国21年(1932)『万源県志』卷三、食貨門、農業
四川省納谿県	漆樹	『授時通考』：樹高兩三丈、身如柿、皮白、葉似椿、花如槐、六七月刻取滋汁。以竹筒釘木中、或以斧逆斫其皮、以竹筒承之、滴汁成漆。	嘉慶18年(1813)『納谿県志』卷三、疆域志
四川省會理州	漆樹	一作漆。其漿汁可以漆物。 (その汁液は器物を塗るのに用いることができる。)	同治9年(1870)『會理州志』卷十、風土志
四川省榮經県	漆樹		民国4年(1915)『榮經県志』卷二十、物産志

5)『授時通考』は乾隆2(1737)年から乾隆7(1742)年に至るまで、鄂爾泰などの大臣による編纂された農学百科事典である。

四川省 宣漢県	漆 樹	高大者曰大木漆、低小者曰小木漆。 (高大な樹は大木漆と曰うが、低く小さい樹は小木漆と曰う。)	民国20年(1931)『四川 宣漢県志』卷四、物産
貴州省 麻江県	漆 樹	植漆不勞而獲利。 (漆を栽培すれば働かなくても利益を得ることができる。)	民国27年(1938)『麻江 県志』卷十二、農利物 産下
貴州省 開陽県	漆 樹	夏至割漆、秋分乃至。(中略)本県近年來農民種植者頗多。漆銷貴陽、 遵義。 (夏至から漆を割ることが始まり、秋分に至って停止する。(中略)本 県において近年、漆を栽培する農民が頗る多い。漆は貴陽・遵義へ販 売される。)	民国29年(1930)『開陽 県志稿』、物産
貴州省 遵義府	漆 樹	自生者名大木漆、隨長隨割、無已時。而澤栽者名小木漆、割五六年則 自枯。其品價稍下。野間地并可多種。家有百株、不勞可獲利。 (自然に生じるものは大木漆とよばれ、生長するとともに割ることが でき、割り止まない。沢で栽培されるものは小木漆とよばれ、漆を割 り五、六年に至ると自ら枯れる。その質も価格も低い。野原に多く栽 培されるべきである。百本の漆樹があれば、働かなくても利益を得る ことができる。)	道光21年(1841)『遵義 府志』卷十七、物産
浙 江 衢 県	漆 樹	落葉喬木、高至二三丈。漆蓋取其樹膠為之。 (漆樹は落葉喬木であり、高さが二三丈に至る。漆は蓋しその樹脂で ある。)	民国18年(1929)『衢県 志』卷六、食貨志下、 天然品
福建候 官 県	漆 髹		清代刊本『候官縣郷土 志』卷八、物産

この表1から、中国における陝西省と四川省と貴州省は大量に漆樹を栽培し、漆の主要な産地であったことがわかる。中国漆の種類は大木漆と小木漆の二種ある。それらの学名が分からないため、その区別を見分けることが難しい。外観より大きいものは大木漆と呼ばれたが、小さなものは小木漆と呼ばれた。小木漆はまた「貴州漆」と呼ばれ、貴州省において広く栽培された。貴州省における生漆の販売は僅かな元手で大きな利益を得た産業であった。それは当地の漆器製造業の繁栄と関係があったと思われる。表1に列挙されている地方はまさに有名な漆器産地であった。『清朝続文献通考』には、中国における漆器製造の有名な11ヶ所が列挙されている。

- 一、廣東集中於廣州。出品有小箱、花瓶、盤、盆、鏡臺、盒子等，均以黑漆為主，施螺鈿裝飾。
- 二、福建集於福州。其出品彩色均配、盡其巧妙。金銀所畫之花樣亦復精工。畫漆當首屈一指。
- 三、北京為雕漆產地。所製均至精美。
- 四、鎮江、揚州為黑漆產地。製作多施以螺鈿、但品質頗劣。
- 五、寧波向與日本交通。日本製法得之於此。光潤之漆器在國內頗著名。
- 六、萊州為嵌銀絲漆器之產地。有印匣、眼鏡盒、茶盤、手杖等。
- 七、江西出嵌竹漆器。以竹作成文字或風景畫或花鳥畫嵌入黑地之漆器。
- 八、贛州產朱塗摩花等漆器。
- 九、漢口附近所製多為茶盤。其素地雖堅固、然施漆僅一二次、又以下等漆液混桐油用之、花樣千器一律、罕有變更。

十、陝西興安、漢中為著名產地。金漆即産於此、惟集中西安。製品多鏡臺、几椅、匣類。

十一、貴州貴陽、大定漆器以牛皮為材料。其法將牛皮煮沸、俟柔軟後切成所需之形、入木型内壓使堅固而以為素地。其器類有茶盒、花桌、靛菜碗等。大定所製較貴陽為佳。⁶⁾

この11ヶ所の漆器産地の中、生漆産地であった陝西省の興安・漢中と貴州省の貴陽・大定はそれぞれ特色ある漆器を産出した。陝西省の西安は金漆の鏡台・机・椅子・小箱などを集荷し各地へ出荷していた。貴州省の貴陽と大定の漆器は牛革を素地とした塗物であった。この両省の漆器製造は現地で原料の漆を調達し、地域的特徴をもった漆器を生産していた。

以上のように、清末における漆器製造業はまた中国の社会経済生活において重要な位置を占めていた。しかし、中国漆は自国の漆器製造の需要を満たすだけでなく海外へも輸出された。次に、中国内地の生漆の輸出の経路およびその輸出額について考察したい。

2、中国漆の流通と輸出額

アロー戦争（1856-1860年）の後、清政府は長江沿岸の湖北省の漢口・江西省の九江・江蘇省の鎮江など十ヶ所の貿易港を開放し、外国の商船が長江沿岸へ進出することを許可した。また、1876年煙台条約によって長江沿岸の湖北省の宜昌と安徽省の蕪湖が開放された。さらに、1894-1895年日清戦争後、清政府は長江沿岸の湖北省の沙市と四川省の重慶と浙江省の杭州そして江蘇省の蘇州を開放し、日本人が長江沿岸の貿易港において工場を開設することを許可した。そのため、中国内地の貨物が長江に沿って絶えず各貿易港へ運送された。これらの輸出品の中に占める生漆は量的に多くなかったが、毎年引き続いて輸出された商品であった。輸出先は主に日本であった。

清政府の海関資料を整理すると、「日清修好条規」が結ばれた1871年から日清戦争後の1897年に至るまでの中国漆の輸出額の変化は一目瞭然であった。

表2 1871-1897年中国漆の海外輸出額一覧⁷⁾ (単位：担)

輸 出 年 分	貿 易 港	上海	漢口	宜昌	総計
1869		38.50	4,287.66	—	4,326.16
1870		12.92	5,148.82	—	5,161.74
1871		—	5,648.78	—	5,648.78
1872		—	6,079.00	—	6,079.00
1873		—	6,465.40	—	6,465.40
1874		—	4,706.00	—	4,706.00
1875		—	6,247.83	—	6,247.83
1876		—	6,493.61	—	6,493.61
1877		—	7,126.48	—	7,126.48

6) 前掲『清朝統文獻通考』、11339頁。

7) 表2は1869-1897年のイギリス領事報告に保存されている中国海関記録により作成した。

1878	—	5,796.51	—	5,796.51
1879	—	6,488.18	—	6,488.18
1880	—	6,150.31	—	6,150.31
1881	—	7,663.97	—	7,663.97
1882	—	—	—	—
1883	—	7,267.00	—	7,267.00
1884	2,112.00	6,261.91	—	8,373.91
1885	3,013.00	7,299.00	—	10,312.00
1886	3,120.00	7,203.00	—	10,323.00
1887	2,792.00	7,435.00	—	10,227.00
1888	3,216.00	—	170.00	3,386.00
1889	3,114.00	7562.18	578.26	11,254.26
1890	—	9,075.08	1,290.03	10,365.11
1891	—	9892.24	1,535.00	11,427.24
1892	—	10,557.26	1,260.00	11,817.26
1893	—	10,190.26	1,172.00	11,362.26
1894	—	—	1,177.00	1,177.00
1895	—	—	1,486.00	1,486.00
1896	—	14,580.00	1,325.00	15,905.00
1897	—	15,227.00	—	15,227.00

表2をみると、中国漆の最も主要な輸出港は漢口であり、上海や宜昌では生漆がときおり少量輸出されたことがわかる。それは中国内地の陝西省・四川省所産の漆が長江中流の漢口に集中した方が便利であったためと思われる。中国内地所産の漆の流通について1886年、鎮江に駐在していたイギリス領事オクセンハム (E. L. Oxenham) は次のように述べている。

It (varnish) comes from the provinces of Yun-nan, Kuei-chow, Sin-chuan, and Shensi, and is shipped on board steamers at I-chang and Hankow, being conveyed there in wheelbarrows to save time, freshness being of importance. After being kept for a year, it becomes so liquid as to be useless for varnishing purposes, and will not dry.⁸⁾

(それ(漆)は雲南・貴州・四川・陝西各省から、(漆の)新鮮度を保持するために時間を省き、手押し車で宜昌と漢口へ運送され、そこで汽船に積み込まれた。それが1年間以上も保存されると、流動体になり、上塗りの効用が失われ、乾かない。)

この記述から、長江沿岸の漆の流通がわかる。生漆が長い時間保存できないため、なるべく早く出荷される必要があった。そこで、産地の近くの宜昌と漢口は漆の集散地となった。中国内地の生漆がこれらの地に集荷され、さらに海外へ輸出された。宜昌より漢口はもっと早く開港され、貿易の環境がもっ

8) "Report on the Trade and Commerce of Chinkiang for the Year 1886 by Consul E. L. Oxenham", *British Parliamentary Papers, China, 15*, Irish University Press, 1971, p.720.

とも完備されていた。漢口が漆輸出の主要港口になったことは不思議なことではなかった。

さて、表2に挙げた漆の輸出額から、1871年日清修好条規が結ばれた後、漢口の漆の輸出高がほぼ毎年に増加していったことがわかる。特に日清戦争後の1896年になると、漆の輸出額は急増した。それは下関条約の締結が日本の対清貿易に非常な便宜を提供したからである。同時に日本における中国漆の需要も急増した。次にその理由を明らかにしたい。

二、明治前期における日本漆器の改良と生漆需要の拡大

欧米先進国に追いつくために明治政府は欧米の最新の機器を導入し、日本の在来産業の改良を試行した。

1882年7月、ニューヨークに駐在した日本領事高橋新吉は外務大輔吉田清成への報告には日本漆器の改良についてフランス製の機器を導入する必要性を述べた。この「漆器商況并藁紙漆器製造見込報告」には、

我輸出品中ノ漆器ハ、是迄諸産物中随分声価ヲ外国市場ニ得タリシモノ、一ナリ。然ルニ中等以下ノ漆器即チ金銀ヲ以テ蒔絵セシ盆并ニ文箱其他ノ製品等ハ、近来製造ノ粗ナルト木材ノ生ヲ用ヒシトニ因テ其漆剥脱多ク加ルニ其品ニ狂ヒヲ生シ或ハ澁縮シテ継キ目ノ漆ヲ切断シ使用久シキニ堪ヘサルノミナラス、未タ商店ニ飾リ置ク中ニ多クハ損ジラ来シ。外ニ向テハ大ニ信用ヲ失ヒ頓ニ声価ヲ墜シ、内ニ向テハ損疵ノ為メ莫大ノ損亡ヲ拓キ。終ニ此ノ際ニ乗シテ、仏国ニ於テハ、新タニ藁紙ヲ型ニ打入レ種々ノ器物ヲ製スル器械ヲ發明シ、漆ニ代エルニ「ワニシ」ヲ以テシ之ニ金銀ノ蒔絵ヲナシ日本品ニ摸擬シタルモノヲ以テ当国ニ輸入スルニ至レリ。此ノ仏製ノ摸造漆器其美麗ナルハ、日本品ニ及ハサルモ、紙製ナルヲ以テ缺損ノ憂ナク、殊ニ堅牢ナル上ニ価モ亦甚昂カラス、故ニ当市場等ニテハ至テ評判宜ク、大ニ米人ノ嗜好ニ適シ、遂ニ今日ノ処ニテハ、日本中等以下ノ漆器ハ、此摸造品ノ為メニ圧セラレタリ。尤モ当地ニテモ、右ノ機械ヲ用ヒ製造スルモノアルニ至レリ、是レ即今我漆器不景氣ノ尤モ近因ナルモノニシテ、此分ニテハ将来亦商利ヲ挽回スル実ニ其難キヲ信ス。

因ヲ考ルニ我漆器製造早ク此ニ方向ヲ転シ、彼ノ仏国ノ機械ヲ買入レ、其製造方ヲ変更シ、外ニハ外国市場ノ声価ヲ挽回シ、内ニハ我財用ノ便益ニ供セハ、一挙兩得ト云フヘキナリ。元来我国ノ漆細工ハ、万国ニ卓越スルモノニシテ、今此ノ機械ヲ用ヒテ堅牢ナル紙製ノ器物ヲ製造シ、之レニ漆ヲ用ヒテ蒔絵ヲ施サバ、其仏製品ニ超駕スル容易ニシテ声価ヲ回復スル決シテ難カラサルノミナラス、其材料ニ供スル藁ノ如キハ最モ我国ニ許多ナルモノニシテ、仏国ニ比スレハ、其価直ノ低下ナル喋々辨ヲ待タサルナリ。此ノ事軽々看過セハ、甚小事ニ似タルモ、我物産消長伸縮ニ関スル最大ナルモノニ付、敢ヲ忽カセニス可ラサルモノト信スルナリ。因テ其筋ニ於テ、至急右器械御買入レ相成、該器物改製方御勸奨相成候様致度、此段報告旁卑見上申仕候也。⁹⁾

9) 『通商彙纂』、明治15年（1882）、第40号、40-41頁。

とあり、日本漆器がもともと欧米において大変評判を得ていたが、その後、粗製濫造で声価が徐々に失われていった。それに当時のニューヨークではフランス製の日本漆器の模造品が流行することになった。それらのフランスの「ワニシ」(Varnish)という製品は機械で製造され、紙製の日本漆器の美しさに及ばなくても価格が安く、かつ品質が堅牢であったという長所からアメリカ人の嗜好に適していた。したがって、日本漆器の声価を挽回するために、高橋新吉はフランスの「ワニシ」を製造する機械を日本において導入しなければならないと建議した。

同年10月、高橋はさらに詳しい「漆器製造改良法意見書」を提出した。

本年七月廿五日附第六十三号ヲ以テ漆器商況并ニ藁紙漆器製造ノ儀ニ付見込上申仕置候処、早く起立工商会社ニ於テ紙製漆器ノ当国所好ニ適スルヲ知り。今般本国同商会ヨリ其製造品ヲ送り越候。未タ試売中ニ付、其商況如何ハ確定難致候得共、代価ハ仏国製ノ「ワニシ」塗品ニ比スレハ随分低価ニ相当リ、追々売レ口相附キ候ハ、自然我漆器ノ声価ヲ回復スルモ難計候得トモ、其製品ヲ見ルニ惜哉。其質少シク軟弱ニシテ、仏国製ノ堅牢恰モ鉄板ト一般ナルカ如キニ及ハサルナリ。想フニ紙ヲ緊搾スル機械ノ未タ充分完全ナラサルカ或ハ其紙質調合等ニ不熟ノ為メカト存候。因テ到底仏国製ニ超駕セシト欲セハ、尚一層堅牢ニシテ、且良好ナル品ヲ製スルニ非サレハ触ハサルナリ。然レトモ是レ甚容易ナラサル所ニシテ、今遽ニ閩尋常商社等ノ手ニテ十分ノ奏効ヲ見ル蓋難キ所ナリ。故ニ如何トナレハ、我国未タ専売免許法ノ御説無之。故ニ商社等ニ於テ一事業ヲ新タニ起サントスルニハ多少ノ創業費ヲ要シ、多少ノ経験ヲ積マサレハ触ハサルナリ、然ルニ遂ニ其目的ヲ達シ稍ク其事業ノ世間ニ行ハル、ニ至テハ忽テ他ノ商人等ニ於テ所謂彼ノ慣手ノ見取り商法ヲナシ続々同様ノ品ヲ製造スルニ至リ。最初發起セシモノハ遂ニ損失ヲ蒙ル比々皆是ナリ。是レ従来我物産ニ粗製濫造ノ品多ク即チ我下等漆器其他物産ノ今日外国市場ニ擯斥セラル、モノハ大概此弊ニ因ラサルハ歎シ。夫然リ今般該品試製ノ起立工商会社モ猶十分此ノ改良ニ費用ヲ傾ケ十分之ヲ拡張スルニ至難ナル所以ナリ。故ニ政府ニ於テ該品製造機械ノ完全ナルモノシ御買入レ相成。其使用方ハ勿論紙質緊搾ノ方法并ニ器具作型ノ模様等研究スヘキハ充分ノ研究ヲ尽シ伝習ヲ要スルノトハ海外ニ人ヲ派シ之ヲ習ハレシテ然後人民ニ勸奨シテ漆器製造法ヲ改良シ、物産ノ衰頹ヲ回復候様相成度。是レ先般該品改良法ニ付意見開申仕候。所以ニシテ偏に政府ノ勸奨ヲ祈望スル所ニ御座候。尚該品賣上ノ景況ハ、實際視察ノ上重テ報告可仕候得共、先ツ此件報告旁見込再申候也。¹⁰⁾

この建議によれば、日本の起立商会はアメリカ人が紙製漆器を嗜好することを知り、紙製漆器をニューヨークで試売していた。それらの製品はフランスの「ワニシ」製品より価格が安くても、質が「ワニシ」製品のように堅牢ではなかったとされた。また、日本では専売免許の法律がなかったため、新たに事業を起こした会社の Patent には法的な保障がなかった。ある会社が新製品または新たな分野を試み、力を注いで、成功を取めたものの、しばらくすると他の同業者たちが同様の製品を製造したため、創業者が損失をこうむったということが度々あった。この弊害も質の悪い日本漆器が海外市場に氾濫してい

10) 同前、43-44頁。

た原因の一つであった。そこで、上の建議は紙製漆器の先行者であった起立商社だけの力を以て紙製漆器を拡張するのはかなり困難なことであり、政府からの支持が必要であると訴えた。すなわち、政府が「ワニシ」の設備を購入し、その技術を研究し、さらに海外へ練習生を派遣し、漆器製造法を改良した行為を奨励するべきと主張した。

高橋新吉は遠大な見識を持っていたが、彼の建議が実行されることは最後までなかった。その理由は明治初期の在来産業において手工労働が依然として主要な役割を果たしていたためであった。その時、松方デフレの影響で大量の農民が失業し、都市における自由労働者となった。漆器製造は労働力と深いかわりがあったが、漆器業における機械の導入は必ず大量な漆職人の失業を引き起こした。官営模範工場でさえ払い下げたが、高橋新吉の政府による漆器の機械化生産を支える建議はまた放置されることになった。

その時、松方正義の上から下への資本主義政策に対し、前田正名は農村の貧困について裸足で各地農村を漏れなく訪れ、農村経済の状況を調査し、各地の在来産業の改良に着手し、日本の経済を推進すると建言した。彼は1884年に公刊された『興業意見』に漆器の改良について次のように述べている。

漆器改良ノ目的要領左ノ如シ。

素材ノ乾枯ヲ務メ漆器ヲシテ反抛若クハ収縮セサラシムル事。

蔭室ノ構造ヲ完全ナラシメテ塗漆乾燥ノ度ヲ疾クシ、工程ヲ縮ムル事。

漆底ノ製作ヲ鞏固ニシテ、漆器ヲシテ剥落若クハ損傷セサラシムル事。

漆液ノ精練ヲ務メ漆器ヲシテ堅牢ニ帰シ、且ツ光沢ヲ生セシムル事。

本邦ノ漆器ハ夙ニ海外人ノ艶賞スル所トナリ、今日欧米ニ於テハ日本貨物ノ名ヲ以テ珍重セラル、ヲ得タリ。然ルニ維新以降濫造競売ノ風自然ニ行ハレ、其品位ヲシテ粗悪ナラシメシカ故ニ、一旦海外ニ名声ヲ博セシ特有ノ製品モ竟ニ西人ヲシテ厭忌セシムルニ至ラントス。豈歎ス可ニアラスヤ。是レ目下改良ヲ必要トスル所以ナリ。¹¹⁾

高橋新吉の主張と違い、前田正名は日本の労働力が豊富であった実情を出発点とし、漆器製造の素材・場所・下地・漆液などを改良しなければならないと建議した。しかし、当時の大蔵卿であった松方正義の政策と相容れなかったため、前田正名の『興業意見』が全般に施行されなかった。

それから、明治18年（1885）の6月14日から15日に至るまで、繭糸織物陶漆共進会は東京で漆器集談会を開催した。各府県からの漆職人の代表たちは漆器業の拡張の方策および漆器改良の方法について次々と進言した。

以上のように、明治前期における日本漆器業拡張の展開に伴い、生漆に対する需要も増加した。従来中国産の漆は対日輸出の主要な原料であったが、明治中後期になると、日本漆器製造においてますます重要な役割を演じた。次に、19世紀末から20世紀初頭に至るまで日本における中国漆の輸入の実態を考察したい。

11) 前田正名『興業意見』、『明治前期財政経済資料集成』第18巻、(改造出版社、1933年)、696-697頁。

三、清末における中国漆の日本輸出について

1、輸出中国漆の種類

明治18（1885）年に開催された漆器集談会において参会者たちは中国漆について次のように言及している。

会頭（塩田）：近来漆ハ殺シ搔キノミ流行ス、之ヲ挽回シテ増殖スルノ方法及支那漆ノ輸入並ニ之ト調合スルノ弊ナキヤ。

二番（和歌山県菱田庄兵衛）：近来漆ハ大阪ヨリクルメ漆ニテ廻送セリ、支那漆ノ混合アルヤハ分明ナラス。

（中略）

三番（新潟県大井漸次郎）：新潟地方ニモ漆樹ハ多シ山元ヨリ持来リ、其残余ノ粗漆ハ金沢又ハ大阪等へ廻送スル由、一昨年比始メテ支那漆ヲ輸入シ来リ、漆商ニ売却セリ聞ク所ニ抛レハ、新発田在ノ漆ヲ調合シテ輪嶋ニ送ルト云フ。

（中略）

十一番（石川県熊野喜太郎）：漆ハ二分通りハ地方ノ産出ナリ、其余ハ越後越前其他ノ地方ヨリ輸入ス、輪嶋ハ搔キ殺シヲ為スノ風ナリ、能登地方ハ周囲一尺ノ漆樹ナシ、近来ハ之ヲ斬伐シテ薪トナスノ有様ナリ、尤モ一昨年比ヨリ植付ヲ為スモノアリト聞ク、又先支那漆輸入シ、夫カ為メ困難ス。従来輪嶋近傍村落ニテハ長男ヲ除キ、次三男ハ多ク漆搔キトナレリ、漆商ハ資産アルモノ多シ。近時ハ「セシメ漆」輸入セリ。¹²⁾

この対話から、明治18（1885）年、日本における漆器を製造するときに既に中国漆が混用されていたことがわかる。また、石川県では一時漆樹が伐採され、薪となったことがあった。それは後日の日本漆の減産の一つの原因であろう。

明治29（1896）年ごろ、日本漆の産量が著しく減少したため、中国漆についての需要が増加した。そこで、大量に中国漆を輸入するために、明治30（1897）年に中国の各貿易港に駐在した日本領事が中国漆を詳しく調査した。これらの領事報告から、日本に輸入された中国漆の産地と種類がわかる。

明治30（1897）年9月20日付の香港領事館事務代理であった高木澄三郎の「支那漆ニ関スル取調」には、

清国ニアリテ生漆ノ地ハ湖南、湖北、安徽ノ外、江西、浙江、四川ヲ推シ、広東、広西一帯ノ地ニ於テハ産出スルヲ聞カス、故ニ広東等ニ於テ使用スル所ノ漆ハ東京内地ヨリ出ル者ニシテ、一旦之ヲ東京河内ニ出シ、河内ヨリ海防ニ送り、然ル後当港へ転輸シ来リ些少ヲ留ムルノ外尚ホ之ヲ上海、

12) 「漆器集談会記事」、『明治前期産業発達史資料』第8集（5）、（明治文献資料刊行会、1965年）、50-54頁。

寧波、福州、広東等へ再輸出スル者ナリ。¹³⁾

とあり、中国における漆の産地は湖南、湖北、安徽、江西、浙江、四川であった。広東と広西両省において漆が産出されていた形跡はなく、広東で流通した漆はベトナムからのものであった。

しかし、日本に輸入された中国漆はよく「広東漆」と呼ばれた。明治30（1897）年9月7日付の厦門領事館の報告には、「広東漆」について次のような記述がある。

広東漆ノ原料及製法

本地ニ於テハ、未タ広東産ノ輸入アルヲ聞カス、然レトモ広東地方ニテハ、支那生漆ト外国産ノ下等漆トヲ買入レ、之ニ桐子油ヲ混和シ粗製ノ陶器甕ニ装入シテ他ニ輸出スルモノアリトノ説ヲ聞ケリ。日本ニ輸入スル広東漆ト唱フル種類ハ、或ハ此等ノ品ニハアラサルカ記シテ以テ参考ニ資ス。¹⁴⁾

日本において従来広東産の漆を輸入したことはなく、輸入していたいわゆる「広東漆」はほぼ中国産の漆か、または外国からの質の悪い漆に桐油を混ぜられ、粗製の陶製の甕に入られたものであったという。

また、同年に、芝罘に駐在した領事館事務代理書記官であった大杉正之の報告には、

輸入支那漆中焼物甕ニ入レタルモノアリ、之ヲ広東漆ト称ス、最モ粗悪ナリ。因テ該漆ニ関シ、詳細ナル調査アランコトヲ要ス。

此種ノ漆ハ、其質粗悪ナルヲ以テ、当地ニテハ更ニ用ユスト云フ。¹⁵⁾

とあり、この時期における日本に輸入された「広東漆」は質が悪く、粗製の陶器に入られていた。

広東は漆の産出地ではないため、「広東漆」というのはほぼ広東に集荷され販出された中国内地の漆に対する通称であった。

2、明治中後期における中国漆の輸入額

日本における自国の漆減産のため、中国漆の輸入に頼ることになった。そのため、中国漆の調査がかなり注目されるようになった。明治31（1898）年7月、京都帝国大学教授であった吉田彦六郎は中国へ派遣され、中国産漆について詳しく調査した。吉田より提出された「清国産漆液調査報告」によれば、明治22（1889）年から30（1897）年に至るまでの中国産漆の輸入額がわかる¹⁶⁾。

13) 『通商彙纂』、明治30年（1897）、第80号、46頁。

14) 『通商彙纂』、明治30年（1897）、第79号、34頁。

15) 同前、39頁。

16) 吉田彦六郎前掲報告、172頁。

表3 1889-1897年中国漆の輸入額一覧

西 暦	日本年号	清朝年号	中国漆の輸入額 (貫)	日本漆の産額 (貫)
1887	明治20	光緒13	—	59,020
1888	同 21	同 14	—	3,940
1889	同 22	同 15	2,212	52,000
1890	同 23	同 16	3,526	36,450
1891	同 24	同 17	20,618	33,040
1892	同 25	同 18	48,128	34,501
1893	同 26	同 19	67,358	18,600
1894	同 27	同 20	58,050	32,987
1895	同 28	同 21	91,011	40,261
1896	同 29	同 22	84,287	28,370
1897	同 30	同 23	104,016	16,800

この表3から明治20年(1887)から30年(1897)に至るまでの10年間、日本漆の産量が不安定であったが、中国漆の輸入額が漸次に増加したことがわかる。さらに1892年以降、中国漆の輸入額は日本漆の産額を超過した。すなわち、1892年から、日本漆器の生産において中国漆が主として使用されていた。このことについて、吉田彦六郎は次のように分析した。

本邦ニ於テ漆液ノ欠乏セル際ニハ時々清国産ノ漆ヲ輸入セルコト。其□□¹⁷⁾久シキ、以前ニアルモノニシテ、元禄時代ノ書類ニ徴スルモ此事実ヲ認メ得ラルベシ。其後此輸入額ノ著シク増加セシハ、明治廿二年以後ニアルモノニシテ、是等ハ思フニ廿一年ニ於テ本邦ノ漆産額非常ニ減少シ、其価格ノ暴騰セシニ因ルモノナルベシ。爾来漸次漆器ノ産額増加スルニ従ツテ漆液ノ需要ヲ増セリ、即チ前表ニ就テ見ルモ明治二十二年ニ於テハ本邦ニ於テ漆器製造ニ供セル漆液原料ハ五万四千貫余、廿六年ニハ其量八万六千貫余、三十年ニ於テハ八十二万貫余ニ増加シタリ。此間需用ニ応シテ割合に価格ノ低廉ナル清国産漆ノ輸入額ハ漸次増加シ。又本邦産漆ノ産出額ハ徐々ニ減少セルコト明タナリ。¹⁸⁾

江戸時代において日本漆が産量不足であった時にも、中国漆の輸入に頼っていた。とくに明治21(1888)年に日本漆の減産のため、漆の価格が騰貴した。漆器産業の拡張に伴い、原料の漆についての需要も増加した。例えば、明治22(1889)年の生漆の需要額は54,000貫であり、26(1893)年に86,000貫に至り、32(1899)年になると820,000貫に激増した。このように日本漆器産業は中国漆の輸入に依存することになった。

しかし、日本は中国漆の輸入に依存しつつ自国の生漆産業を保護するために輸入された外国漆に50%の重税を課した。これが反発を招いた。明治30(1897)年の「輸入漆液五割課税ニ反対ノ意見要旨」に

17) □は判読不明の文字を表示する。

18) 同前、172頁。

は、五点の反対意見が提出された。

我国産漆ヲ保護奨励スルハ漆器商ノ失ニ希望スル処ナリト雖モ失シカシメ、輸入漆液ニ五割ノ重税ヲ課スルニ至リテ□漆器ノ貿易上ニ及ホス禍害ハ一方ニ受ケル保護ノ利益ヨリ遙カニ過大ナルモノアルカ、故ニ輸入漆ニ重税ヲ課スルヲ以テ内国産漆ヲ保護セントスルハ一般ノ利害上其当ヲ得サルモノトス、今其理由ヲ約述スル左ニ。

- (一) 輸入漆液ノ重税ハ□□漆器貿易ヲ途絶セシム原因ナルコト。
(下略)
- (二) 美術品漆器ヲ奨誉スルニ過キ、貿易漆器（日用品）ノ安惣ヲ輸視スルハ実益ニ反スルコト。
(下略)
- (三) 漆器ノ声価ヲ失セルハ漆液ノ不良ナルニ非ラス、榛地下地ノ粗造ニ原因ス。漆器ノ改良ハ輸入漆液ノ防止ニ在ラス、榛地下地ヲ精撰スルニ在リ。(下略)
- (四) 内国産漆ノ供給ハ其需用ヲ満スニ足ラス、輸入漆液ノ重税ハ輸入漆液ヲ高価ニテ購求スルノ不利益ヲ受クルノ結果アルノミ。(下略)
- (五) 内国産漆ノ奨励ニシテ輸入漆液ノ重税ハ奨励ノ利益ヨリモ是シカタメ漆器ノ貿易ニ与フル害ハ遙カニ過大ナリ。(下略)¹⁹⁾

農商務省が日本産漆を保護するため、輸入生漆に対して五割ほどの重税を課そうとしたことから、日本の漆器業において外国産漆がかなり使用されていたことがわかる。上記の五つの反対意見には、輸入漆が日本漆器製造業に大きな影響を与えていたことが反映されている。とりわけ日本漆器貿易への影響は無視することは出来なかった。同意見書には、

輸入漆液ニ五割税ヲ課スルノ結果ハ貿易品漆器（日用漆器類ニシテ実用ヲ専ラトシ、美術裝飾ヲ主トセサルモノ）成品ノ価格ハ平均一割五分以上ヲ騰貴セシム（漆液原料ノ価格ハ漆器ノ二割五分ニ当リ）。而シテ貿易上商人ノ口銭ハ僅ニ五分内外ノモノナレハ、原価ニ蒙ムル一割五分ノ騰貴ハ漆器貿易ニ到底堪ラハ能ハサル処ノモノナリ。²⁰⁾

とあり、輸入漆に五割の税金が課税せられれば、日用の漆器の価格が平均一割五分ほど上がることになった。したがって、漆器商人は五分くらいの口銭を得るしかないが、原価より一割五分が上がったことで、日本漆器貿易に多大な打撃を与えた。そこで、その時、日本漆器貿易において最も重要な問題は原料が充足し、製品価格が安定していることであった。

吉田彦六郎も「清国産漆調査報告」に輸入漆と日本漆の関係を述べている。

19) 大阪商工会議所編『大阪商業史料』第33巻、(大阪商工会議所、1965年)、90-94頁。

20) 同前、91-92頁。

元来漆器ハ本邦ニ於テ重要ノ生産物タルガ、故ニ漆樹ノ栽培ヲ盛ンナランシメ、純良ナル漆液ヲ得テ、其製作ノ需用ヲ充タサレコトヲ希フベキハ若シ一時其漆液産額ノ不足ヲ告ケ、他ヨリ其欠乏ヲ補フノ必用アリトセハ、其品質、充分選択シ、且ツ相当ノ価格ヲ以テ良好ナルモノヲ得ルコトヲ務メサレ可カラス、而シテ品質良好ノ漆液ヲ輸入セシコトハ、敢テ困難□□事業ニモアラサルベシ。之レ一方ニハ前云ヘル建始漆・龍潭漆・甫子嶺漆²¹⁾ノ如キハ之ヲ揚子江沿岸ニ於ケル開港場ニ聚集スルニ難カラス、其価モ割合低廉ニシテ、且ツ本邦ニ輸送スルニ好便宜アルノミナラス、學術ノ進歩ハ容易ニ其品質ヲ検査スルコトヲ得レバナリ、予ハ既ニ清國産漆液及ヒ之ニ比較セル日本漆液調査ノ結果ヲ示シ、併テ本邦ニ於テ利益ヲ以テ多量ノ漆液ヲ採取スル必要ヲ述ヘタリシカ、今是等ニ関スル考按シ左ニ略記シテ以テ漆栽培家ノ一顧ニ供セントス。

本邦ニ於ケル漆液産額ハ、昨今著シク減少セリト雖トモ之レ只□□清國産ト価額競争ノ為メニ之ヲ採取スルモ其利益甚タ少ナクシテ、漆掻取職工ノ如キハ、漸次其業ヲ転スルニ因ルノミ、然レトモ未タ幸ニ採取ニ充ツベキ、樹ノ各地ニ散在セルモノ少ナカラサレバ、若シ左ニ述ベル如キ漆液改良採取法ヲ採用センニハ或ハ他額ニシテ純良ニ且ツ低廉ナル漆液ヲ得ルニ至ランカ。²²⁾

日本漆器の製造は必ず純粋な漆液を使用するとされた。日本漆の不足のため、外国産漆の輸入は避けられなかった。品質がよくて値段が安い中国漆の入手が難しいことではなかったが、これらの輸入漆も日本漆の競争相手となった。日本における漆の産量の減少に伴い、利潤も減少した。そこで、吉田彦六郎は輸入された中国漆に対抗するため、日本の漆の採取法を改良し、品質が純良で値段が低廉な生漆を生産するようにと建言した。

その時、中国漆の輸入に依存していた日本漆器業は中国漆に対する悪いイメージを変えていた。明治36年（1903）の「清國産漆ノ品質、産額並本邦輸出情況」には、

従来本邦漆器商ハ支那漆ヲ一概ニ粗悪品ト看做シ、東京及ヒ以東ノ各漆器ノ産地ニテハ日本漆ノ年々騰貴スルニ拘ラス、廉価ノ支那漆ヲ使用スルコトヲ避クルハ全ク其ノ品質粗悪ナル上ニ渣滓多ク、且ツ油類等ノ混和物ヲ含ムモノ多カシタメニテ、之ヲ使用シテ変色剥落等ノ速ナルコト、到底日本漆ノ堅質ナルカ如クナラストノ理由ニ抛リシモノナリ、然ルニ實際当地産出ノ生漆ヲ見ルニ其ノ外觀毫モ日本品ニ異ラス、唯タ渣滓如何ニモ多ク、最上品ト雖モ一貫目中ニ三百匁内外ヲ包含スル由ナレハ、普通品ノ渣滓ヲ混スルハ採取ノ際ニ免レサル缺點ニシテ、日本漆ト雖モ亦タ多少ノ混和物アルヘキ筈ナリ。²³⁾

とあり、従来日本における中国漆は粗悪品と見なされた。日本漆の価格が逐年に高騰しても日本の漆器

21) 建始は湖北省にあり、龍潭と甫子嶺は清末における四川省にあり、現在、重慶市に属する。この三ヶ所はすべて生漆の産地である。

22) 吉田彦六郎前掲報告、173-174頁。

23) 『通商彙算』、明治36年（1903）、第31号。

商は中国漆の使用を避けた。しかし、日本漆の生産高が不足したため、漆器を大量に生産することが困難となった。そこで、中国漆の輸入が日本漆器業において非常に重要な役割を演じた。中国産の生漆は外観で日本漆と見分けがつかなかったが、日本漆に比べると、混合物が多く、欠点とされた。

ところが、明治38（1905）年になると、中国の生漆の産量も減少した。それは日本漆器業において不安を引き起こした。中国駐在の日本領事館は再び中国漆の産量について全般的に調査した。その結果、中国漆の減産について様々な理由が次のように述べられている。

明治38（1905）年11月27日付の「芝罘ニ於ケル生漆商況」には、

一、近来支那漆ノ著シキ減少ヲナシタル理由

清国ニ於ケル本品ノ主ナル用途ハ卓子、椅子、階段、箱類、盆、大車、看板、盥、玩弄品及ビ其他諸種ノ家具ノ上塗ニ使用セラル、然ルニ近来此等雜具ノ需要次第ニ増加シ、支那内地ニ於ケル本品ノ需要大ニ増進セルヨリ自然幾分カ価格騰貴ノ傾向ヲ現ハシ、其結果本邦ヘノ輸出額ヲモ減退セルニ至レルモノナルベシト云フ。²⁴⁾

とあり、中国自国における生漆の需要が増加したため、海外輸出額が減少し、それに伴い当然価格も騰貴したとするものであった。

同年、11月29日付の「長沙ニ於ケル生漆商況」には、四つの理由が述べられている。

第一、近来支那漆著シキ減少ヲ来シタル原因ニツキ、長沙漆商ノ談ニ拠ルニ産出地ニ置ケル天候温度ニ乾燥シタルニ原因スルガ、故ニ降雨多ケレバ自然原料ノ多量ヲ取得スルコトヲ得ル者ニシテ、別段他ニ理由トスベキモノナシト称セリ。

第二、支那漆ノ重ナル産地及本年生産ノ状況及前年トノ産額比較並ニ其増減ノ理由ニ就キ聞クニ、産地トシテハ四川・貴州ヲ主トシ、次テ陝西・雲南・湖北ノ五省ニシテ、殊ニ四川省酉陽州ニ集マリ来ル漆ハ重モニ雲南・貴州ノ産多シト云フ。又前年トノ産額比較並ニ其増減ノ理由ニ付キ取調ヲ為シタルモ、当地漆商人ノ如キハ数ニ関スル思想ヲ有セザルト、又清国ニ於テハ何等統計ノ依ルベキナキヲ以テ確實ノ計数ヲ得ルコト能ハザルナリ。

第三、清国ニ於ケル漆売買ノ状況並ニ其習慣ニ関シテハ、当地一般ノ漆商人ハ都テ其買入ノ為メ、前記産漆地方ニ出張員ヲ派シ置キ、時々生産地ノ売買相場並其状況等ニ付キ報知セシメ、而シテ其買入方ニ従事セシメ、又其運搬ハ各自民船ヲ所持シ、毎年ニ回産出地ヨリ右民船ヲ以テ購買運搬シ来ル、其民船往航ノ際ハ現銀ヲ携帯シ行キ現金買入ヲ為スヲ常トスト云フ。是等産出地ニ於ケル購買ノ代価悉ク銀兩ヲ用ユト云フ。又漆ノ売買法ハ斤量ニ依リ長沙秤十六兩ヲ一斤トシ、一百斤ヲ以テ一担ト計算スト云フ。

近時長沙ニ於ケル売買ノ相場ニツキ聞ク処ニ拠レハ洋銀一弗ニ付十八兩ノ割合ナリト云フ。而シテ右漆ハ悉ク大小ノ桶ニ蓄ヘ其重量（風袋共）五六十斤ヨリ七八十斤乃至二百斤内外ニ至ル。

24) 『通商彙纂』、明治39年（1906）、第12号、6 - 7頁。

第四、近来支那漆ノ価格非常ニ騰貴セルハ品不潤沢ノ結果ノミナルヤ、将タ尚ホ其他ニ理由アルヤ、ニ就テハ前記第一ニ説明シタル如ク原料取得少キニ職由シタル者ノ如ク加フルニ、近来支那漆ノ本邦需要者追日増加シ来リタルヲ以テ其輸出額増加シ、益々騰貴ヲ来シ、併セテ近時銀貨相場ノ騰貴シタル為、自然為替相場ニ変動ヲ来セシコト等亦重モナル原因ナラン乎。²⁵⁾

長沙の漆商人の話によれば、当年の乾燥した気候が漆の産量の減少を引き起こし、漆の価格も騰貴したことがわかる。中国漆の産地は長江沿岸の大きな貿易港から遠く離れていたため、中国漆の産額に対する調査はかなり困難であった。中国の漆商人がよく民間用の船で漆の産地に赴き、現金で取引を行った。日本における中国漆の需要の増加に伴い、中国漆の輸出額が増加したが、さらに外貨相場の変動の影響で、中国漆の価格の高騰が引き起こされた。

同年、12月28日付の「重慶ニ於ケル生漆商況」には、

近来支那漆ノ価格非常ニ騰貴セルハ品不潤沢ノ結果ノミナルヤ、将タ尚其他ニ理由アルヤ。(中略) 右騰貴ノ理由ヲ生産力等関係以外ニ於テ之ヲ求ムレハ左ノ二由モ或ハ其一因ナランカト思ハル。 近来各省トモ一般ニ厘金税ノ増加シタルコト。 近来各省トモ頻リニ工芸ヲ勧誘シツ、アルノ結果、自然内地ニ於ケル漆ノ消費高増加シタルノ傾キアルヘキコト。²⁶⁾

とあるように、公認された理由以外に、中国国内の厘金税の増加と殖産興業政策による中国国内の漆の消費高の増加も漆の高価を引き起こした原因であった。

明治39（1906）年1月22日付の「天津ニ於ケル生漆商況」には、

当天津地方ニ於ケル支那漆ハ何レモ外省ヨリ輸入セルモノニシテ、其産地ハ陝西省漢中府・河南省懷慶府ノ兩処ヲ最トス、右兩地方ニ於ケル一昨年ノ製産品ハ当地ヘノ輸入高減少セシ、故ヲ以テ価格ハ頗ル高貴トナリ、陝西産毎百斤六十兩内外、河南産七十兩内外ナリシガ、昨年十二月中旬頃ニ至リ新物即チ昨年度製産品ノ内、河南漆ノ入荷アリ其相場ハ毎百斤上等五十三兩、下等五十兩ニシテ一昨年ニ比シテ大ニ格安スト為レリ、当業者ノ説ニ拠レハ昨年ハ産地ニ於ケル収穫充分ナルニ因ルト云ヘリ、陝西産昨年収穫ノ分ハ未タ着荷セサルヲ以テ其景況ヲ知ルニ由ナシ。²⁷⁾

とあり、天津において陝西と河南両省の生漆が流通していた。1905年に、天津への生漆の流入額が減少したため、価格が騰貴した。しかし、1906年になると、河南における前年の漆が豊作であったため、価格が前年より下落した。陝西の漆はまだ入荷しなかったため、当年の価格が分からなかった。

25) 同前、9-10頁。

26) 同前、11頁。

27) 同前、7頁。

また、明治39（1906）年1月12日付の在上海日本総領事館の「清国ニ於ケル生漆商況」には、中国漆の産額の増減と高価の原因はさらに詳しく分析されている。

支那漆ノ重ナル産地及本年生産ノ状況及前年トノ産額ヲ比較並ニ其増減ノ理由

揚子江流域ニ於テ本品ノ産出額ハ四川省、雲南省、湖北省及陝西省ニシテ徽州、安慶、余杭、太湖等之ニ垂ケリ□□□□産出地ニ於ケル一年ノ産額ハ何等統計ヲ徴スヘキモ□□□其詳況ヲ□得シ難シト雖モ当業者ノ所説ニ拠レバ、四川省ニ於テ一年四万担乃至五万担、雲南省ニ於テ二万乃至三万担、陝西省ニ於テ一万四千担、又徽州、安慶、余杭及太湖地方ハ各自数千担ノ産出ヲ見ルニ過キスト云フ。四川、雲南、陝西ノ各省ニ産出スルモノハ一旦老河口ニ出貨シ、更ニ□□各市場ニ輸送スルモノナルカ。本年同地ニ於ケル出貨額ハ例年ニ比シ頗ル減少ノ跡ヲ有シ、□□□約六割ヲ超過セズ□□□此減少ハ樹木採伐等将来ノ理由ニ基因スルモノニアラス、本年ハ各産出地ノ気候頗ル不順ニシテ、風害屢起リ、降雨稀ニシテ為メニ樹脂ノ分泄量甚タ貧弱ナリシ結果ナリト唱道セラル。

（下略）

近年清国各市場ニ於ケル本品ノ価格漸次騰貴ノ状アルハ争フベカラザルノ事実ナルモ、右騰貴ノ原因ハ之ヲ品不潤沢ノ結果ニ帰スベキニアラス、既ニ前項ニ於テ表示セルカ如ク、過去数年間清国各港ニ於ケル本品ノ集散高ハ寧口増加ノ傾向ヲ有スルニヨリ此一事ヲ以テスルモ其然ラサルヲ首肯シ得ヘシ、蓋シ数年以来清国各地ニ於ケル本品需用ノ状況ハ年々逐フテ増加シ来リ。昨今ニ至リテハ頓ニ需用超過ノ趨勢ヲ呈シタルハ現在ノ出貨額ニテハ勢供給ノ不足ヲ感シ、之カ為メ価格ハ日々逐テ騰貴ノ状ヲ招クニ至レリ。聞ク処ニ拠レバ、本邦ニ於ケル清国産漆ノ問屋ハ大坂某々二店ニシテ、他ニ競争者ヲ有セルニヨリ殆ンド一手販売者タルノ觀ヲ呈シ。彼等ハ相互気脈ヲ通シ、一方ニハ清商ニ対シ、其価格ヲ出来得限り安価ナラシメ、他方ニハ需用者ニ対シ清国漆ノ産額不潤沢ナリト云フノ口実ヲ設ケテ、之ヲ高価ニ売却シ以テ、不当ノ利益ヲ壟断セント企テ、其姦計巧ヲ奏セリト雖も為メニ本邦ノ市価ヲ騰貴セシメタルニナラス、一般ノ需用者ヲシテ清国産漆ノ減少ヲ信セシムルニ至レリト、現ニ当地清商中ニハ頻リニ此説ヲナシ憤慨セルモノ尠カラスト聞ク、若シ果シテ之ヲ事実ナリトセハ本邦需用者ハ将来宜シク前記某々二店トノ取引ヲ廢止シ、直扼当地ニ取引ヲ開始スルニ至ランコトヲ勸告セントス終ニ望ミ。（下略）²⁸⁾

とあり、1905年の中国漆の減産とその高価の原因に言及されている。中国の四川・雲南・湖北・陝西・安徽などの地域に産出された生漆はすべて湖北省の老河口を通じて長江沿岸の各貿易港へ集荷したことがわかる。1905年に、上海において集散された漆の数量は例年より約六割に減少した。その理由は、この年、漆の産出地に天気不順で風害がしばしば起き、乾燥した気候が漆の産出に不利であったことである。供給不足のため、中国漆の価格が非常に騰貴した。それに、大阪の漆問屋の悪徳商人が中国漆の減産を口実として中国の漆商人に対しては、中国漆の輸入値段を低く抑えながら日本市場においては高値で販売していた。日本領事館の官員は日本漆器の当業者たちが大阪の二軒の悪徳の漆問屋との取引を廢

28) 同前、7頁。

止し、直接に中国に行つて生漆を求めると勧告した。

同年、3月19日付の「厦門ニ於ケル支那漆商況」には、

一、近年支那漆ノ著シキ減少ヲナシタル理由

厦門地方ハ出漆地ニアラザルヲ以テ近年支那漆産出ノ減少シタル理由ヲ調査スルコトモ亦從テ困難ナルモノアリト雖モ当地方当業者ノ説ニ依レハ、近年其重要産漆地タル四川地方ノ産出額甚タ減少セリ、而シテ其原因ハ主トシテ天候不順ニシテ、水災再出シ為ニ漆樹ヲ倒シ或ハ人民ノ死セルモノアリシヲ以テ製漆事業ニ著シキ収穫ニ影響ヲ与ヘタルモノ、如シト云フ。

二、支那ノ重ナル産地及本年ノ生産ノ状況及前トノ産額ノ比較並ニ其減少ノ理由

清国ノ重ナル産漆地ハ従来四川、陝西、貴州、雲南等ニシテ当厦門市場ニ顯ハル、重ナル者ハ四川・陝西・貴州産ト外国産トアルノミ、昨年生産ノ状況ハ是レ等シク当地ト遠隔ナル地方ノ産出ニ係ルヲ以テ之ヲ調査スルニ其途ナキモ、第一項記載ノ如ク四川地方ハ氣候不和ニシテ水災アリテ之ヲ栽培スル人民ノ死亡ニヨリ其収穫ヲ減少シタリト云フヲ見レハ、略々其間ノ消息ヲ推知スルニ難カラザルベシ。左ニ当地ニ於テ調査シ得タル処ヲ記セシニ元来清国ニアリテハ陝西、貴州、四川等ニ行キテ之ヲ採辦スト雖モ概シテ湖北省老河口、漢口ノ漆屋ニ到リ之ヲ採買ス、而シテ其質ノ良否ノ如キハ一見シテ或ハ油ノ有無、或ハ水ノ有無或ハ渣ノ有無ヲ甄別シ、先ツ少量ノ見本品ヲ購買シ、後其相場ヲ取調ヘ其漆貨ノ新旧、若シクハ其ノ産漆ノ多少ヲ見其行市（価格）ニ照ラシテ之ヲ購買スルヲ慣例トセリ。（下略）²⁹⁾

とあり、四川省の漆の生産は水害のために大きな被害を蒙った。厦門の漆市場においては主として四川、陝西、貴州から産出の漆が流通していた。しかし、これらの漆は産地から直輸送されたものではなく、湖北省の漆商人より転売されたものであったため、繰り返し選別が行われた。

上述したように、明治38（1905）年頃、中国漆の輸出額の減少とその価格の高騰について四つの理由を挙げて総括した。第一、中国漆の重要な産出地であった四川省は自然災害で漆樹が倒れ、さらに採集する人民が死亡し、かなり被害を受けた。そのため、漆の産出額が減少し、価格が高騰した。第二、中国における漆が運送されるときに沿道の厘金局が徴収する税金が増加したため、漆の価格も騰貴した。第三、1905年前後に、清政府は「新政」を試行し、工芸を振興したため全国で工芸局或いは工芸伝習所が次々と創設されていた³⁰⁾。漆器が中国伝統工芸の重要な一環として広まったため、中国国内に原料の漆についての需要が増加し、輸出額が減少した。第四、ある日本商人たちが中国漆の減産を口実として中国漆を低廉な価格で輸入し、さらに日本市場で高値で販売し、暴利を貪ったことも日本における中国漆の高価の理由であった。

以上のように、明治政府の外交官たちが欧米に滞在していたとき、日本漆工芸品の価値を認識し、それに日本漆器に対する外国漆製品からの挑戦も知ることとなり、日本漆芸の保護育成に努めるべきと建

29) 『通商彙纂』、明治39年（1906）、第30号、11頁。

30) 前掲『清朝続文獻通考』卷384、実業考七、工務、11309-11317頁。

議した。そのため、日本漆器製造業は生産拡張に伴い、原料の生漆の需要も増加したために、日本産漆だけで不足し、中国漆を輸入して増量することにした。1892年以降、中国漆の輸入額は日本漆の産額を超過し、日本漆器製造業の主力原料となった。

おわりに

東アジアの漆器の輝きは人びとの目を奪ったが、原料の漆の役割も無視することはできない。日本では漆樹が広範囲に生育し、漆が自給自足できる。しかし、江戸時代における日本の漆商人たちは毎年長崎に來航した中国商人に「唐漆」を求めた。近代に入ると、明治時代の殖産興業政策のもとで日本漆器の生産拡張が展開された。その時期にちょうど日本の漆器業は漆の生産高の減少に直面したが、中国漆の輸入はかえって日本漆器業を重視させるようになった。

他方、中国では四川・陝西・貴州・雲南・湖北などの地域は古来漆の産地であり、毎年十分に生漆を産出していた。自国市場の需要を満足させたほか、中国漆はまた海外へも輸出された。主要な輸出先は日本であった。1871年日清修好条規が締結され、国交が回復されると、中国漆の対日輸出額が年々増加していった。

従来日本の漆器商人の間において中国漆の評判は良くなかった。それは中国漆には不純物があり、日本漆の品質には及ばないとされた。日本漆が高価であるにも拘わらず中国漆の使用が避けられた。しかし、明治25年（1892）以降、日本漆の生産高では漆器製造の需要を満足させられなくなった。その時期に、中国漆の輸入量が日本漆の生産量を超過した。中国漆が日本漆器の主要な原料となった。そこで、中国漆の産地や成分そして輸出額についての調査も全般的に展開されるようになった。

明治38年（1905）頃になると、中国漆の輸入量が減少し、それに価格が高騰したため日本漆器業に不安感を引き起こした。そのため、中国漆の生産量の減少とその高騰の原因について再び調査されることになった。中国における漆の産出地の自然災害と国内関税である厘金税の増加と国内の需要の増加、そして日本漆商人の投機行為という四つの理由が明らかになった。このように、明治中後期における中国漆は日本漆器の生産に非常におおきな影響を及ぼしたのである。

